

# 企業立地優遇制度の見直しについて

---

令和8年1月  
商工労働部

# 目次

- 1 大阪府企業立地等投資促進審議会  
開催趣旨 … 3
- 2 答申を踏まえた制度見直し(案)  
《支援対象分野》 … 5
- 3 答申を踏まえた制度見直し(案)  
《新たな特区指定の考え方》 … 13
- 4 中長期的な支援のあり方 … 16

# 成長特区税制

大阪府企業立地等投資促進審議会

開催趣旨

- 企業立地の促進をはじめとする大阪の成長に資する企業の投資の促進に関する政策及び有効な具体的方策について調査審議を行うために設置した“大阪府企業立地等投資促進審議会”において、成長特区税制や産業集積促進税制といった企業立地優遇制度の見直しに向け、6月～7月にかけて3回にわたり議論をいただいた。
- その中でも、成長特区税制については、大阪の強みなどを活かした新たな支援対象分野の追加や、昨今の広域的な産業集積の動きを踏まえた、新しい考え方での特区指定(密接な関わりがある地域の指定)の必要性について答申をいただいたところ。
- 現在、事務局にて、制度の見直しに向け、運用を含め細部の検討を行っているが、特に、見直しにより新しい視点の追加(新たな支援分野・新しい考え方での特区指定)を検討している成長特区税制について、事務局の検討内容が、これまでの審議会での議論や、各委員の認識と乖離が生じていないかといった点について、改めての確認をお願いしたい。
- また、今回の見直しにより、ネットワーク的な集積の動きが加速すること踏まえ、特区への集積を目的とする現行制度を今後も継続することの妥当性などについて、中長期的な視点で、委員のみなさまのご意見を賜りたい。

# 成長特区税制

答申を踏まえた制度見直し(案)

《支援対象分野》

# 支援分野の拡充(カーボンニュートラル)

## 《答申によるめざすべき方向性》

- 放射冷却素材やCO<sub>2</sub>の削減に寄与するCO<sub>2</sub>吸収コンクリートなどといった、カーボンニュートラルに資する技術についても産業化の可能性が期待されている。
- これまでの支援の流れを踏まえ、現行制度における対象分野を基本としつつ、追加拡充すべき分野を検討すべき
- 「新エネルギー分野」については、「カーボンニュートラル分野」に支援の幅を広げることが適切と考える。

カーボンニュートラルの定義: 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量を均衡させること

## 《具体的な支援対象事業イメージ》

### ○温室効果ガスの排出量の削減に資する技術の研究開発・製造

- ・電気自動車関連
- ・太陽光や風力、水素等の新エネルギー
- ・スマートコミュニティ
- ・先進的な蓄電池
- ・先進的な省エネ機器
- ・化石資源からバイオマス資源への原料転換による技術(バイオものづくり)  
※ライフ関係のバイオテクノロジーはライフサイエンスで対応
- ・その他温室効果ガスの排出量の削減に資する技術

従来から支援対象としている新エネルギー分野の規定を準用

### ○温室効果ガスの吸収・除去量の増加に資する技術の研究開発・製造

- ・大気中などに含まれるCO<sub>2</sub>を分離・回収する技術(CO<sub>2</sub>回収装置)
- ・CO<sub>2</sub>を回収し、長期的に地中などに貯留する技術(CCS)
- ・太陽光のエネルギーを利用したCO<sub>2</sub>を資源化する技術(人工光合成)
- ・その他温室効果ガスの吸収・除去量の増加に資する技術

# 新たな支援分野(イノベーションの創出に資する先端的な基盤技術分野)

## 《答申によるめざすべき方向性》

- “革新的な製品等に関する研究開発・製造”及び“当該製品等を搭載することで、従来の性能を飛躍的に向上させる製品等に関する研究開発・製造”につながる「イノベーションの創出に資する先端的な基盤技術分野」を支援対象とすべき
  - なお、基盤技術分野の範囲は広いため、“大阪の強みを活かせる技術”や“多様な産業の集積につながる裾野が広い技術”を支援すべきであり、具体的には、AI技術、量子技術、産業用電子機器【半導体(半導体素子及び集積回路)、先端電子部品(コンデンサー及びろ波器)、センサ】が挙げられる
- ※ AI技術: 府内において大型投資が進んでいる。人手不足対策としても注目が集まっている。  
 量子技術: 在阪大学において人材育成や実用化に向けた研究が進められている。  
 産業用電子機器: 多様な先端産業の基盤になるとともに在阪企業が製造拠点を有している。

“革新的”、“従来の性能の飛躍的な向上”について、具体的な定義、審査基準等を定める

《定義・審査基準》 ※個別審査にあたっては、有識者で構成する審査会での審査結果を踏まえて判断

	革新的について	従来の性能の飛躍的な向上について
定義	既存の市場や技術に対して新しい価値を創出し、従来の製品やサービスの枠組みを大きく変える特徴を持つこと	部品、モジュール、技術などの当該製品の搭載が、搭載された製品の性能や市場価値の向上につながることを
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性能の飛躍的向上 従来製品と比較して、性能(例:処理速度、精度、耐久性、エネルギー効率、小型化、軽量化、再資源化の容易さなど)が定量的に顕著な改善を示すこと。</li> <li>・市場への影響 当該製品が新しい市場を創出する、または既存市場を大きく変革する可能性を持つこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性能向上の実現性 当該製品(部品・モジュール・技術など)を搭載することで、搭載された製品の性能(例:処理速度、精度、耐久性、エネルギー効率、小型化、軽量化、再資源化の容易さなど)などの性能が定量的に飛躍的な改善を示すこと。</li> <li>・市場への影響 当該製品が新しい市場を創出する、または既存市場を大きく変革する可能性を持つこと。</li> </ul>

# 新たな支援分野(イノベーションの創出に資する先端的な基盤技術分野)

成長特区税制の見直しにおける支援範囲(イノベーションの創出に資する先端的な基盤技術)

分野	支援範囲 (対象とする事業イメージ)	そのものが革新的な技術	性能を飛躍的に向上させる技術
AI技術	<b>革新性のある(新たな)AIシステムに係るプログラミング又はカスタマイズプログラミング</b> ・大規模言語モデル、マルチモーダルAI、自律学習型AI、生成AI <b>カスタマイズ</b> ・各業界向けの基盤AI技術のカスタム(医療業界:専門用語を理解させる等) ・ユーザーに使いやすい形で表示・操作できるような基盤AI技術のカスタム	○	
	<b>AI技術に資するデジタルインフラ</b> ・大規模な生成AIモデルを高速に開発可能なデータセンター		○
	<b>上記AI技術の研究開発に不可欠かつ革新性のある関連技術又は性能を飛躍的に向上させる関連技術</b> ・高負荷・高発熱のサーバに対応した冷却技術 ・消費電力を著しく低減できる技術	○	○
量子技術	<b>量子コンピュータ・量子シミュレーション、量子計測・センシング、量子通信・暗号、量子マテリアル(量子物性・材料)</b>	○	
	<b>上記量子技術の研究開発・製造に不可欠かつ革新性のある関連技術又は性能を飛躍的に向上させる関連技術</b> ・量子ビットを動作させるために必要な低温環境を提供する技術 など	○	○
産業用電子機器	<b>半導体関連</b> <b>革新的又は従来の性能を飛躍的に向上させる”半導体素子”及び”集積回路”並びに”コンデンサー”及び”フィルター”</b> ・超小型半導体、情報伝達能力が高い半導体 ・全世界の通信バンドに対応できるフィルタ など	○	○
	<b>センサ</b> <b>革新的又は従来の性能を飛躍的に向上させる”センサ”</b> ・AI連携型スマートセンサ、生分解性センサ など	○	○
	<b>関連技術</b> <b>上記半導体関連又はセンサの研究開発・製造に不可欠かつ革新性のある関連技術又は性能を飛躍的に向上させる関連技術</b> ・ウエハの製造にあたりナノ粒子レベルで洗浄可能な技術 ・電力効率や耐熱性に優れる素材技術 など	○	○

## 《AI技術:デジタルインフラの範囲について》

- AI技術の開発を支えるデジタルインフラとして、府内でも立地が進んでいるAIデータセンターを支援対象と考えている。
- これに加え、国の計画(デジタルインフラ整備計画2030)などを踏まえ、他のデジタルインフラも対象とすべきか。

## ◆デジタルインフラ整備計画2030に示す技術に係る府の強み

- 海底ケーブル :グローバルに展開する企業の拠点が大阪に存在(住友電気工業)
- オール光ネットワーク :NTT西日本グループは、2025年大阪・関西万博の会期中、複数の放送局へIOWN APNを利用したリモートプロダクション環境を提供し、在阪放送局と共同で実施した実証実験を成功させた。
- 次世代情報通信基盤 :大阪大学とNECは、Beyond 5G領域の産学連携の先駆的な取り組みとして、社会実装まで見据えた成果の創出、ビジョン形成、社会コンセンサスの醸成を目指し、「NEC Beyond 5G協働研究所」を大阪大学に設置
- 量子暗号通信 :大阪大学 量子情報・量子生命研究センター(QIQB)においては、耐量子暗号の研究を通じ、量子暗号などのセキュア通信の実現を目指している。

## ◆その他関連技術(インターネットエクスチェンジ)

- ・GX実現に向けた専門家WG資料(総務省)では、今後、生成AIの普及や、メタバース、自動運転等が普及・発展する等、デジタル実装の展開に応じてトラヒックの内訳が変化するとともに、トラヒック自体が爆発的に増加する可能性を踏まえ、データセンターや海底ケーブル等に加え、インターネットエクスチェンジ(IX)を含んだデジタルインフラの強化が不可欠とされている。
- ・大阪には主要IX事業者(JPNAP Osaka、BBIX、JPIXなど)が拠点を構えており、国内外ISPやクラウド事業者が多数接続し、クラウド直結ピアリングが可能で、AWS、Azure、Google Cloudなどのリージョンが大阪に存在。

# 新たな支援分野(イノベーションの創出に資する先端的な基盤技術分野)

## ※参考:デジタルインフラ整備計画2030(令和7年6月・総務省) 抜粋

- 人口減少下において、地域や社会課題の多様化・複雑化に対応し、我が国の成長力を維持していくためには、生成 AI等のデジタル技術の徹底的な活用が不可欠であり、これを支えるデジタルインフラの整備が必要。
- また、今後の災害等に備えるためには、通信インフラの強靱化も課題。
- こうした課題に対応するため、2030年頃を見据え、必要となるデジタルインフラの整備方針とその実現に向けた具体的な推進方を整理し、一体的・効率的に我が国デジタルインフラ整備の推進を図るため、「デジタルインフラ整備 計画2030」を策定。

### 以下の3つの柱に紐づく9つの重点分野で必要な取組を推進

#### インフラ整備の考え方

- 将来需要を見込んだインフラ整備
- 多様な事業者・システムによる選択肢の確保
- 地域ニーズに応じた柔軟なインフラ整備

#### 1 AI時代の新たなデジタルインフラ整備の推進

- ①データセンターや海底ケーブルの一体的整備、②オール光ネットワーク (APN)、③次世代情報通信基盤 (Beyond 5G)・量子暗号通信

#### 2 新たなデジタルインフラやデジタル技術の活用を支えるネットワーク環境の構築

- ①光ファイバ、②モバイルネットワーク、③非地上系ネットワーク (NTN)

#### 3 特定のデジタルインフラ分野によらず横断的に留意し取り組むべき事項

- ①通信インフラの強靱化、②インフラ整備とソリューション創出・普及の一体的な推進、③官民の役割分担

#### データセンター・海底ケーブル

#### オール光ネットワーク (APN)

#### 次世代情報通信基盤・量子暗号通信

#### 整備方針

- ワット・ビット連携による効率的なデータセンターや海底ケーブルの整備により地方分散を進め、地方におけるAI利用を推進
- 2030年頃までには、足元のデータセンター需要への対応として、APNの技術を活用し、電力系統余力がある地域へ
- 遅くとも2035年頃には、ワークロードシフトの実現も念頭に更なる地方分散を促進し、先進的AIサービス提供環境を整備

- 次世代の基幹インフラとして位置づけ、必要な技術を確立し、本格的な展開を開始
- 2028年度までにAPNの相互接続技術確立し、複数事業者間をまたいだAPNを2030年頃には大都市圏で多様なユーザー拠点で利用可能に

- AI社会を支えるデジタルインフラである、APN技術を中核とする低遅延・高信頼・低消費電力な次世代情報通信基盤の2030年頃の本格導入に向け、研究開発・社会実装を推進
- 量子暗号装置に係る我が国の技術的な優位性を強化するとともに、2030年頃の量子暗号通信の社会実装と国際競争力の強化を目指す

# 新たな支援分野(イノベーションの創出に資する先端的な基盤技術分野)

※参考: データセンター等のデジタルインフラ整備の現状と課題について(令和6年10月・総務省) 抜粋

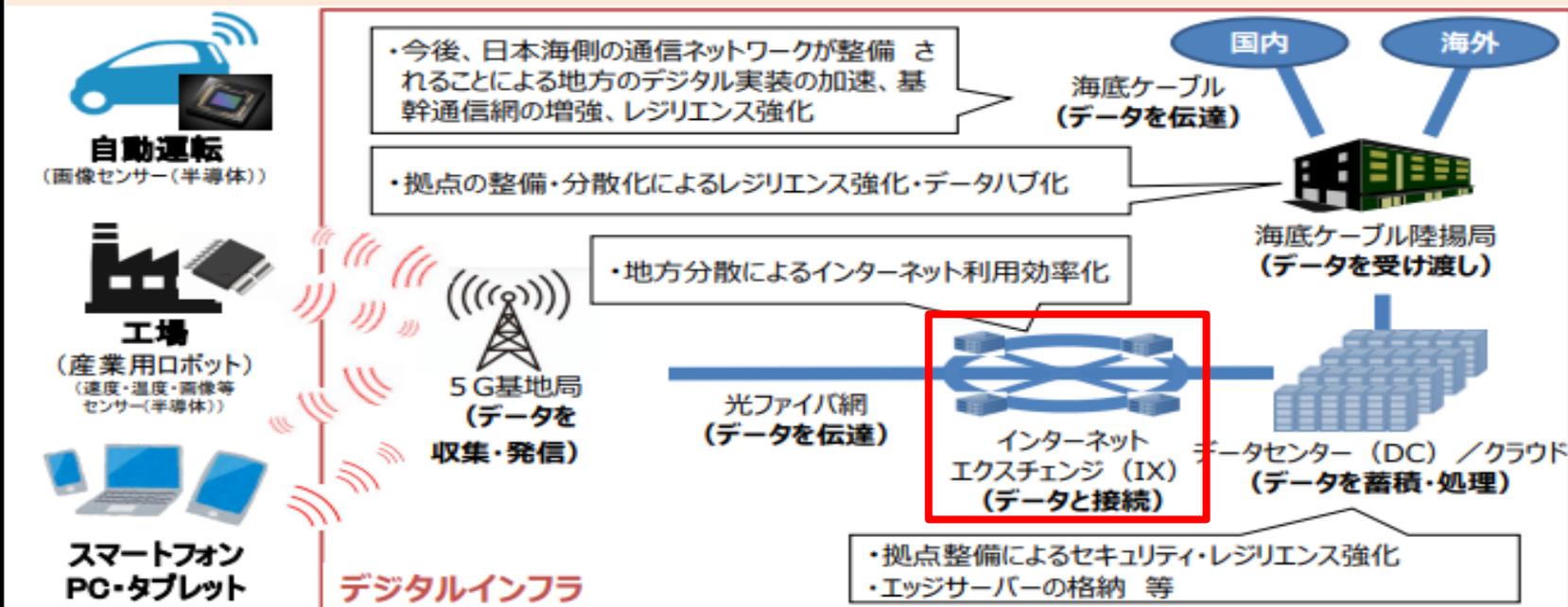
■ 今後、生成AIの普及や、メタバース、自動運転等が普及・発展する等、デジタル実装の展開に応じてトラフィックの内訳が変化するとともに、トラフィック自体が爆発的に増加する可能性。例えば、2020年に比べ、2030年は最大約14倍、2040年には最大約348倍まで増加するとの民間調査会社による試算がある。

デジタル社会の進展等により、  
デジタルインフラ【IX(インターネットエクスチェンジ)、DC(データセンター)、海底ケーブル等】の強化が不可欠。

## デジタルインフラの最適配置(地域分散・多ルート化による強靱化)の必要性

2

- 社会・産業のデジタル化による新サービスが提供されるには、データの生成・発信、5G基地局・光ファイバ網・海底ケーブルによる収集・発信・伝達、IXでの接続、DC・クラウドでの蓄積・処理等により、その結果を現場に戻すという「データの循環」が必要。
- 我が国の競争力強化等の観点から、我が国がデータ流通のハブとなることが重要。首都圏等で大規模震災の発生が予測される我が国が、安心・安全で信頼できる拠点として世界から選ばれるため、デジタルインフラの最適配置(地域分散・多ルート化による強靱化)が不可欠。



【出典】 デジタルインフラ (DC等) 整備に関する有識者会合中間とりまとめ (概要) (2022年1月経済産業省・総務省) を一部修正

# 新たな支援分野(イノベーションの創出に資する先端的な基盤技術分野)

## 《量子技術について》

- 量子技術イノベーション戦略(統合イノベーション戦略推進会議)に示される“主要技術領域”を支援範囲として想定。
- 国際的な競争が激化し、極めて急速に技術が進展している中、支援範囲が適切か。

### ◆量子技術における支援範囲(国戦略の主要技術領域)

- ・量子コンピュータ・量子シミュレーション
- ・量子計測・センシング
- ・量子通信・暗号
- ・量子マテリアル



具体的な支援技術は、国の重点技術課題や基礎基盤技術課題に掲げる技術を想定

### ※参考:量子技術イノベーション戦略(令和2年1月) 抜粋

- ・将来の社会像を達成するため、量子技術の基盤となる技術領域として、以下の4つを「主要技術領域」として設定する。
- ・国として、特に重点をおいて速やかに推進すべき技術課題(重点技術課題)、及び、中長期的な観点から着実に推進すべき研究課題(基礎基盤技術課題)を特定し、設定している。

主要技術領域	重点技術課題	基礎基盤技術課題
量子コンピュータ 量子シミュレーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲート型量子コンピュータ(超伝導量子ビット)</li> <li>・量子ソフトウェア(ゲート型・アニーリング型量子コンピュータ)</li> <li>・量子シミュレーション(冷却原子)</li> <li>・アニーリング型量子コンピュータ(超伝導量子ビット)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シリコン量子ビット</li> <li>・イオントラップ</li> <li>・光量子コンピュータ等</li> </ul>
量子計測・センシング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固体量子センサ(ダイヤモンド NV 中心等)</li> <li>・量子慣性センサ・光格子時計</li> <li>・量子もつれ光センサ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・量子スピントロニクスセンサ</li> <li>・重力センサ</li> <li>・アト秒レーザー等</li> </ul>
量子通信・暗号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・量子通信・暗号リンク技術</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・量子中継技術(量子メモリ・量子もつれ等)</li> <li>・ネットワーク化技術(構築、運用、保守等)等</li> </ul>
量子マテリアル (量子物性・材料)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トポロジカル量子物質(グラフェン等)</li> <li>・トポロジカル磁性体</li> <li>・スピン流材料等</li> </ul>

# 成長特区税制

答申を踏まえた制度見直し(案)

《新たな特区指定の考え方》

# 新たな特区指定の考え方

## 《答申によるめざすべき方向性》

○成長特区区域における取組と密接な関わりがある府内投資についても支援できるよう成長特区区域の指定要件を見直すべき

- ・成長特区区域内で研究・開発された先端技術を実際に商品化する際は、ものづくり企業との連携が不可欠となる。一方、成長特区区域の産業用地が限られるため、こうした連携企業は区域外で立地・投資をせざるを得ず、成長特区として今後の広がりが期待できない。
- ・現行制度では面的支援(立地場所に着目した集積)に限定しているが、昨今の通信インフラの発達により、企業間でのコミュニケーション手段が多様化している点を踏まえると、今後はネットワーク的な動き(企業間の事業関連性に着目した集積)も支援していくべき。

## ■指定要件にかかる審査基準について

- ・企業間の関わりや役割分担の妥当性などについては、条例・規則と別に審査基準を定める。
- ・なお、公平性・透明性を確保するため、具体的な判断にあたっては有識者で構成する審査会に諮ることとする。

### 審査会での審査基準(案)

#### ①特区外企業(申請企業)の事業適合性

特区外企業(申請企業)の事業が、条例に基づく成長産業事業に合致しているか

#### ②特区内企業※の事業適合性

特区外企業(申請企業)との関連性がある特区内企業の事業が、条例に基づく成長産業事業に合致しているか

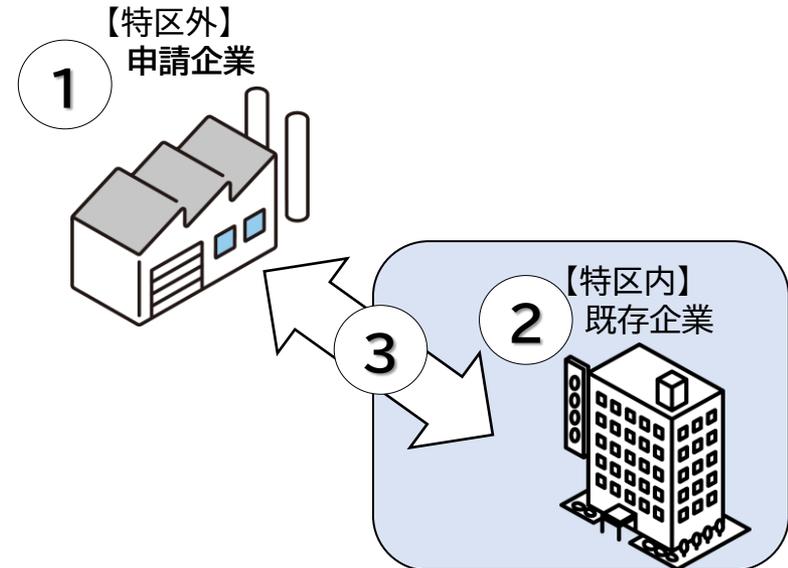
※特区内企業とは特区内に立地する企業であって成長特区税制の適用の有無は問わない

#### ③両企業の関連性 ※①②が別企業の場合 《詳細は次ページ》

特区内企業の既存成長産業事業との関連性について、

役割分担を明確にした上で以下のいずれかに該当する場合に限る。

- ・特区内の既存成長産業事業の実施に向け共同研究その他を行っている
- ・特区内の既存成長産業事業の目的達成に欠かすことができない設備や技術を有している(特許発明など)



# 新たな特区指定の考え方

## 《③両企業の関連性について》

- 特区内企業の既存成長産業事業との関連性については、本税制の目的(成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化)に資するものである場合に認めることとする。
- 具体的には、成長分野の技術などに不可欠かつ継続的な関係性を有している、いわゆる“パートナー関係”にあるかという観点で適否の判断を行う。
- 関連性を認める場合について、どのような関係を認めるべきか。

### ◆パートナー関係にあることが想定される事例

#### 想定される事例

※いずれも成長産業に関するもの

#### 確認項目(例)

共同研究を行っている

研究を受委託している

同一プロジェクトに参画する関係にある

大学教授等の研究者が技術アドバイザーとして関与している

知的財産(特許技術)などのライセンスを供与している

成長産業に関する技術開発に不可欠かつ独自性のある技術を有し、調達関係にある

- ・正式な契約が締結されているか
- ・プロジェクトの責任者が明確であるか
- ・事業化に必要な予算が確保されているか

技術の実装化の段階を想定

技術の実装化の段階と量産化の段階を想定

個別審査にあたっては、以下を踏まえつつ有識者による審査会で総合的に判断

○成長産業事業に不可欠なものか

○パートナー関係は代替性が認められないものか

○パートナー関係に継続性があるか

# 成長特区税制

中長期的な支援のあり方

# 中長期的な支援のあり方

○これまでの審議会でのご意見や、府における産業用地の状況などを踏まえた、今後の中長期的な支援のあり方検討の必要性や、具体的な検討項目について。

※これまでの審議会でのご意見

- ・ サプライチェーンやビジネスエコシステムにおいて、ある程度の広域的な産業集積が見られることや、昨今の通信インフラの発達に伴いネットワーク的な動き(企業間の事業関連性に着目した集積)が広がっており、今後もその傾向が加速していくことが予測される。
- ・ これから伸びていく分野の決め打ちが難しいため、あまりピンポイントでエリアや分野を設定すると取りこぼしが出る恐れがある。今後の大阪の成長を考えると柔軟な対応ができる制度設計も必要ではないか。

◆中長期的な視点での特区制度の懸念点

- ・ 企業のネットワーク的な動きが広がることにより、特区制度の存在意義が変化していくのではないかと懸念(点在する特区の数が多くなり、一団地への集積の考え方が変化する可能性)
- ・ 大型工場の跡地の活用などが生じた際に、現行の特区制度では機動的かつ柔軟な対応が困難(堺市臨海部の事例など、地域への影響が大きい大規模工場の跡地の活用などがあつた際に特区区域外では支援が行えない)

※支援のあり方検討にあたっての前提条件

- ・ まちづくりの主体となる市町村のまちづくり施策との連携・関係性の維持